規程例1　学校評価【学則規定例】

**学則規定**

(学校評価)

第○○条　本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価(以下「自己評価」という。)を行い、その結果を公表するものとする。

2　本校は、自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価(以下「学校関係者評価」という。)を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

3　前２項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。